

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会

第2回「古都保存行政の理念の全国展開」小委員会

日 時 平成17年11月24日(木)

14:12～15:22

場 所 鎌倉県税事務所会議室

(議 事 録)

○事務局 本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、ご視察大変お疲れ様でございました。それでは、ただいまから「社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会 第2回古都保存行政の理念の全国展開小委員会」を開催させていただきます。視察に引き続き、事務局を務めさせていただきます国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課 緑地環境推進室長の西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日ご出席いただきました委員、臨時委員、専門委員は、11名中8名でございます。本委員会の議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

なお、H委員、I専門委員、J委員におかれましては、本日はご都合により欠席でございます。また、紹介させていただきますと、本日は都市地域整備局長の柴田が出席しております。

それでは、次に資料でございますが、お手元に一覧表とともに資料1から6までの資料と3種類の参考資料を用意させていただいております。ご確認をいただきまして、過不足がございましたらお申し出いただければと思います。よろしいですね。

それでは、早速審議に入らせていただきたいと思います。

これからの進行は、委員長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 本日は、非常に大変意義のある視察、どうも大変、事務局の方々、準備等大変だったと思います。どうもありがとうございました。

また、そのおかげで大変有意義な視察でしたので、少し時間が押してきましたので、少し審議時間が短くなりましたが、有意義かつ濃密に、かつ要領よく進めたいと思っておりますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

そこで、まずきょう遠路からお越しの委員の方々が大変ありがとうございますので、帰りの時間等もあると思っておりますので、最後の終わる時間について、もう1回ご確認で事務局からお話しただけですか。何時に終わりということ。

○事務局 予定では3時、15時終了でございますから、もしもう少しお時間ちょうだいできるようであれば、10分ないし15分ほど延ばさせていただければと思いますが、ご都合に合わせてお願いしたいと思います。

○委員長 では、一応3時をめぐりにということにしまして、また、いろいろな飛行機、新幹線等の時刻もあると思っておりますので、もしその場の状況によって若干少し延ばせる場合には少し延ばすということで、一応3時めぐりで一応進めさせていただくということで、そういうことで大変申しわけございませんが、事務局からの資料説明はごく簡潔にさせていただきまして、きょうは大変視察も有意

義に見させていただきましたので、鎌倉のいろいろ、古都保存のこれらの取り組みと成果については、現場を見ながらいろいろご説明いただいたという前提で、申しわけないですが、少し資料全体について少し要領よくご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、お手元の資料2から5につきまして、大体10分程度で駆け足でご説明をさせていただきます。

本日の午前中は、古都保存法の対象都市でございます鎌倉の現況について、その取り組みの運用と成果についてごらんいただいたものでございます。

午前中の視察と繰り返しになるところもでございますので、お手元の資料2と3、それから4につきましては、主だったところのみをピックアップしてご説明させていただきます。

まずはお手元の資料2でございます。鎌倉市の概要、1ページ目から少し飛ばします。2ページの下のところカラーの図面がございます。土地利用の状況でございます。一見しておわかりいただけますように、薄い緑と黄色がほとんど大半を占めております。現況は主に緑色の自然的な土地利用と黄色は住宅地。午前中ご覧頂いたとおり、市街化が進められているほぼ全域が住宅という状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、人口の推移が6ページに折れ線グラフで載っております。平成10年までは減少傾向にあったものが、最近持ち直しております。これについては、主に社会増でして、大船駅中心のマンション開発などにより人口が伸びている状況です。

それから、また駆け足で恐縮ですけれども、6ページ、7ページ、8ページに鎌倉市が過去どのような形で現在のよう都市形成がなされていったかということ、ごくごくかいつまんでまとめさせていただきますのでございます。ここでの中心は、④、⑤のとおり、鎌倉幕府が鎌倉の地につくられ、またその後、北条氏が鎌倉を都市整備していったところ、江戸時代から明治の初期にかけては、農漁村として、鎌倉はいわば歴史の表から姿を消す形になっております。その後、明治の後半、大正、昭和の初期にかけて、今日の後半ご覧頂きましたような保養地や別荘地として、改めて脚光を浴び、現在の鎌倉につながっているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページの図4でございます。こちらは明治24年の鎌倉の様子のご覧でございます。もう少しわかりやすいものが10ページ、11ページ、こちらが明治29年の鎌倉の様子でございます。左のページを拡大したものが右側でございますが、ご覧のとおり、現在旧市街地と呼んでおります山並みに囲まれた三方の内側については、ほとんどが農地になっております。この右側の図でいきますと、右斜めの下の方向から斜め左上に見える部分が若宮大路、鶴岡八幡宮の参道でございます。また、それを左斜め上から右の真ん中のあたりに丸く切るような形で

線が入っているのが、横須賀線になります。この横須賀線の整備や江ノ電の整備にあわせて、明治の後半から鎌倉は宅地開発が進んだということでございます。

12ページ、13ページが大正期の鎌倉の地図になっております。明治のころと比べて、見ていただくとおわかりのとおり、赤いぼつぼつ、これはすべて建築物をあらわしますが、このような形で農地が宅地化していったというような状況でございます。

14ページ、15ページでございます。15ページは中世の鎌倉の模型でございます。こちらは国立歴史民俗博物館の方で所蔵されている模型の写真でございますが、ごらんとおり真ん中に鶴岡八幡宮があり、その参道が都市の軸線として海につながります。その三方は山に囲まれ、南側の方は海になっております。この地形が天然の要塞として鎌倉幕府を守っていたわけでございます。また、この周囲に茶色く露出している部分は、尾根筋を人工的に切りまして、ここが外からの攻めに対して防御の地形になっていたところでございます。また、切通しと書いてある部分がございます。1つ朝比奈が抜けておりますが、全部で7つの切通しが外からの連絡路となり、何か事があると、この切通しを塞ぐことによって外からの進入を防いだというところがございます。このため、鎌倉は鎌倉城という言われ方をしておりました。

10ページ、11ページは今日お巡り頂いたところなどを中心に、写真でイメージをつかんでいただくものでございます。

17ページでございますが、この左上のところは切岸という地形でございます。これは人工的にがけをつくり、外からの防御に備えたところでございます。

また、現地での説明もございましたが、左下、これは今日ご覧頂けませんでした。高徳院の本尊、鎌倉の大仏殿の跡でございます。こちらは1495年、大津波で大仏殿が流されて以降、露座のままであります。鎌倉は旧来よりこういった地震や津波といった天災にも遭ってきた都市だということでございます。

1枚おめくりいただきまして、図9折り込みの図面がございます。こちらが鎌倉における国指定の史跡と歴史的風土特別保存地区の重なりぐあいを図化させていただいたものでございます。平成12年の図面でございますが、一見しておわかりのとおり、鎌倉の国指定の史跡と、それから、古都保存法に基づきます歴史的風土特別保存地区というものがこのように重なっているということが見てとれようかと思えます。

さらに20ページでございます。こちらがきょうの現地視察の後半に見ていただいたところでございます。大正・昭和になりまして、先ほど昼食をおとりいただいた鎌倉山の周辺が菅原通済という実業家により我が国初の別荘住宅地として開発がなされました。それが現在まで市街化調整区域

という形で、先ほどのように残っているところでございます。当時としては超高級別荘地でございます。大船から鎌倉駅、また江ノ島に向かって、我が国初の自動車専用道が通った、いわば自動車を持っている方しか買えなかったというようなところでございます。そのため、こちらにございますように、さまざまな当時の著名人の方々が別邸をお構えになっております。

21ページ以降、当時を伝えるチラシや写真が残っております。

22ページに、最初のドライブウェイとありますが、自動車専用道路がこのように大船から鎌倉山まで続いていたというようなところでございます。

また、23ページの方には、当時の生活の様子、ちょうど今日ご覧いただいたような建物がその下に並んでございます。

このため、24ページでございますが、鎌倉にはさまざまな文化人、あるいは政治家の方々など、著名人が居を構えていらっしゃいます。こちら表6は、鎌倉に関わりのある方、ごく一部でございますが、それだけでもこれらの方々が鎌倉に何らかの形でお住まいになられたり、あるいは関係されたという状況になっているところでございます。

さて、こんな鎌倉ですが、お手元の資料27ページをお開けください。こちらが昭和13年、旧都市計画法時代に指定された風致地区の指定図、それから、その変遷を示したものでございます。若干見づらくて恐縮ですが、昭和13年の風致地区、これは一定の開発を許容しつつ、緑の多い住宅地を誘導するという手法でございます。現在もこの風致地区制度、存続しておりますが、当時この風致地区を指定したのは、左側の3段目にございますが、歴史の史に都、史都鎌倉の郷土の維持保存をするためにこの風致地区が指定されたものでございます。ただし、その後、戦後、たくさんの宅地開発が鎌倉に押し寄せた段階では、この一定の開発を許容するという風致地区では、やはり周辺の山並みそのほかを守れないということから、古都保存法の制定に至ったものでございます。

当初の古都保存法で指定されたエリアが翌28ページ、図2ですが、昭和41年当初の指定図面が残されております。手書きの図面でございますが、これは、ご覧いただきますとおり、旧市街地周辺の山並みに色が塗った形で古都保存法の対象エリアがご覧になれますが、その区域の外側につきましては、まだまだ緑が多いといいますか、山と農地が多かったような地形でございます。したがって、この古都保存法が指定された後も、この古都保存法対象区域の外側については多くの宅地開発が進んでいったということでございます。右側が当時の状況を伝える新聞記事でございます。

さて、30ページ、31ページ以降でございます。現在、国による指定がなされています歴史的風土保存区域、同じく特別保存地区の考え方でございます。30ページ上段でございますが、主に

この旧市街地から見えます周辺の山並み、これを主に視覚的にとらえまして、目に見える範囲については国の歴史的風土保存区域として指定し、保全を図るとというのが基本的な考え方になっております。表2については、保存の主体を、どこから見えることに重点を置いて保存するかということが国の保存計画の内容になっているところでございます。

また、右下の歴史的風土の概念図というものでございますが、こちらは若宮大路を縦線で切りまして、鶴岡八幡宮を眺めたところの模式図になっております。古都保存法における歴史的風土の定義でございますが、建物だけでなく、また、裏山だけでなく、それら両方が一体となったところにこの風土の意義があるという点が古都保存法の考え方の基本になっているということでございます。

1枚おめくりいただきますと、32ページ、33ページには今までの古都保存法の対象区域の拡大の状況と、33ページは、現在の指定の状況になっております。薄い緑色が風致地区、その中の枢要な部分については、古都保存法で周囲の山並みを保全させていただいているという状況になっております。

その後、34、35、36については、現在までの指定の状況、あるいは行為の許可の件数、あるいは土地の買入れの状況などについて図面化させていただいたものでございます。

また、この古都法にあわせまして、37ページ、38ページでございますが、従来より指定されていまして風致地区によります風土の保全とともに、38ページ、先ほど回っていただいたところでございます若宮大路付近、こちらは周辺が商業地域になっているんですが、従前より鎌倉市が行政指導という形で、周囲の山並みが見えるようにという基本的な考え方に立ちまして、高さを15メートル以下に抑えていただいているという状況でございます。

また、お手元の資料3でございます。鎌倉市の独自の取り組みについては、ページでまいりますと5ページの折り込みの「鎌倉市緑の基本計画」というマスタープランがございます。鎌倉市は幾つもマスタープランをお持ちですが、この緑の基本計画には、目標年度を定めた上で、ご覧いただいているような図面として具体的にどういう施策でその土地を守っていくかということにつきまして、一般市民に公開されております。今日お配りさせていただいている資料の中に、緑の基本計画の本体が添付されております。これはいろいろなマスタープランがある中におきまして、数値目標があり、かつ図面として市民のだれが見てもわかるという意味におきまして、実効性が極めて高いマスタープランになっております。基本的に、鎌倉市の現行の施策については、この基本計画に基づいて手だてがなされている状況でございます。

また、お手元の資料3でございますが、14ページ以降は、県・市の条例や要綱によります独自

の取り組みをまとめさせていただいたものでございます。

鎌倉市は、平成7年に都市景観条例を制定されています。先ほど幾つかご覧いただきました建造物につきましても、この条例に基づいて指定されました歴史的な建造物として保全が図られておるものでございます。

また、鎌倉市、さまざまな取り組みがなされているのですが、古都法を補完するものとして、16ページの(3)、(4)の要綱と基金が挙げられます。(3)は緑地保全事業の推進要綱で、平成7年に制定された市独自の要綱でございますが、①にありますように緑地保全契約、なかなか都市計画決定の手続などが地元の方々や土地所有者にご納得いただけないときには、緑地の保全契約という前段の形の契約を結ばさせていただきまして、そこに所有者に対しまして一定の奨励金を交付するという形で、いわば法令に基づく指定制度の予備軍のような形で、こういった担保がなされているところでございます。

さらに(4)については、特に鎌倉市の独自の施策として特徴的なところでございます。緑地の保全の基金でございます。こちらは昭和61年度に施行されたものでございますが、先ほど幾つか開発されたところを現地にてご覧いただきましたとおり、最終的には行政指導そのほかでは限界がございます。そのため、最後は市がその土地の所有権を買い取るということを前提といたしまして、市の一般会計から積み立てを行い、総額で115億円の積み立ての基金を創設されて、この財源の裏づけをもって、緑地の保全や歴史的風土の保全に当たられているというところでございます。

現在の鎌倉市の予算額が、およそ500億円でございます。それからいたしますと、一般会計予算の2割近い基金を積みまして、そのお金で実際の財源の裏づけをもって緑地保全に当たっているというところが鎌倉市の独自の取り組みとして非常に特徴的なところでございます。

なお、18ページについては、鎌倉の防災の関係でございます。こちらも鎌倉の特徴的なところなんです、上段図面にぽつぽつと出ておるところは、災害、がけ崩れの関係でございます。鎌倉は、今日ご覧いただきましたとおり、山すその直前まで市街地が迫っております。また、加えて、山のかなりの部分が鎌倉時代に防御の観点から木を切って平削されておりました。そのため、その上にまた新たな木が生えてきた現在の状況にあっては、土地が非常にもろい状況になっております。大きな台風などが参りますと、木が根っこごとずり落ちるというような災害が発生しておりまして、これらへの対応をどうするかということが1つの課題になっております。

また、下段の方の黒く塗られたところは津波の状況でございます。1495年に鎌倉大仏殿が押し流されたほか、関東大震災でも黒色に塗られたところが浸水をしております。次に来たる大地震などのときに津波の危険その他については、まだ課題になっているということでございます。

さて、20ページについては、やはりこれも鎌倉の独自の施策でございます別荘地そのほかの保全と活用でございます。いずれも、景観条例に基づきます景観重要建築物の指定がなされ、保全が図られております。左がきょう午前中お伺いさせていただきました笹野邸、それから、昼食をおとりいただいた山椒堂、一番最初に見ていただきました右下の部分の安保小児科医院、現在の鎌倉風致保存会の事務局になっているところでございます。こういった建物が21ページに表がございしますが、現在まで27の指定がなされておまして、いずれも市の方で保全が図られているという状況でございます。

それから、23ページ、24ページ、三大緑地の保全の取り組み。これも古都の保存区域のすぐ外側という意味では、鎌倉の独自の取り組みの特徴的なものでございました。いずれも線引き当初から市街化区域とされていたために、随時大規模な開発のお話があったところを、現在まで3つの緑地すべてを基本的には保全するという方向で決着を見ているところでございます。先ほどお食事をとっていただいた眼前に広がります山が、この24ページの下、広町緑地というところでございます。図にもありますとおり、23ページ左側のところ、まとまった部分のところすべて広町緑地になります。こちらについては、平成13年、基本計画に基づき、都市公園として、市が主体的に買収をするということになり、総額110億円を超える値段でこの土地を買う、その際に、鎌倉みどり債という名称の鎌倉市民向けの市民公募債を発行しております。総額約20億円、発売数時間で売り切れた、非常に人気の高かった債権ですが、こういった市民の方々のお金などを投入し、また、当然のことながら、市の税金なども使いながら、土地の所有を果たすことによって保全をしていくという姿勢をお示しになったところでございます。

それから最後に25ページの8番、樹林地管理でございます。26ページの折り込みに鎌倉の植生図を示させていただきましたが、25ページの下に小さい写真で恐縮ですが、がけ崩れの写真が2カ所ございます。これは昨年の暴風雨で崩れた鎌倉市内の写真でございます。このように、鎌倉旧市街地の周り、ほうっておきますと斜面地が崩落しやすいということから、市の方で独自に年間約2000万円弱のお金を助成いたしまして、鎌倉市の山林の所有者にかわりまして、山の手入れを行い、管理を行っているというところでございます。

27ページ以降は、実際に鎌倉市の中で、市民独自の活動がたくさんございます。この中で、環境美化ということに限っても、今27ページから40ページまで示させていただきましたが、数限りなくございます。このように鎌倉市では市の取り組みとともに、市民の問題意識も高く自主的な取り組みとも非常に多いというところでございます。

資料4でございます。



○委員長 やりますか。

○事務局 資料4だけで終わりにします。

今、ご説明させていただいた要点を、事務局で5点にまとめさせていただいております。鎌倉でこの40年間歴史的風土の保全の取り組みを行った要点として取りまとめさせていただいたものでございます。

1つ目については、鎌倉の歴史的資産の独自性でございます。ご覧いただきましたとおり、鎌倉時代の後、江戸、明治と鎌倉は農漁村であったようでございます。そのため、ほかの古都、奈良や京都と比べまして、都市スケールが小さいだけでなく、主だった寺院以外に古い歴史的な建造物というものはほとんどなく、古都鎌倉を偲ばせるものというのは、実は周囲の山並みしか残っていないという状況でございます。このため、これらを旧市街地からいかに望見できるようにするのかということが歴史的風土の保存の1つの考え方になってくる。これが1点でございます。

2点目は、施策の連携でございます。ご説明させていただいたとおりでございます。骨格を国が、その枝葉については、県・市という形で連携をとって保全をさせていただいております。

3点目は、高い市民意識と主体的な市民活動でございます。古都法が制定される契機の一つとなった鎌倉風致保存会の運動や、そのほかの取り組みを含め、現在も非常に活発に行われているというところでございます。

4点目でございます。これは鎌倉市の独自の取り組みです。古都といえども、国の取り組みだけでなく、市が独自にさまざまな取り組みをされています。先ほど出てまいりました広町緑地の保全についても、自らの基金の取り組みですとか、あるいは新たな債権の発行というような形で、財源措置を伴う実効性のある取り組みをなされているということです。このため、行政の動きに呼応しまして、最近では市民団体からもトラスト等を含め、寄附などの動きが活発化されているということでございます。

最後に5点目が、鎌倉の今後の課題を端的に2点まとめたものです。1つは、歴史的風土を構成する山並みそのものです。これは、樹林地管理が大変な課題になっているということでございます。特に鎌倉の場合は、放置しておきますと、災害につながる可能性があるために、これをどうするかというのが1点。また、2点目は、今日ご覧いただきましたような、最近のものとはいえ、貴重な歴史的な建造物、別荘建築物が多数残っております。こういったものをうまく保全・活用しつつ、今後は景観法などをうまく使いながら、それ以外の市街地の景観形成をどうしていくかというところが今後の課題ということになっているところでございます。

なお資料5は、前回の各委員からの指摘事項につきまして、前回の資料5に示された視点に沿い

まして、事務局の方で整理をさせていただいたもので、これは後ほどまたご覧いただければと思います。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

まだ多岐にわたる資料がございますが、審議時間がございますので。

それで、各委員から率直にいろいろご意見、ご質問をちょうだいしまして、時間の効率化の観点からまとめて事務局、あるいは場合によっては地元ということで、神奈川県知事としてお出になっている委員の方、また、地元の鎌倉市の方々もいらっしゃいますので、少し事務局のご発言はまとめて最後やっていただくということでどうかなと思いますので、どなたからでも結構ですので、ご意見、あるいは感想でも結構ですし、また、鎌倉以外についてのご指摘でも結構ですので、何らかのご意見、ご発言ちょうだいできれば幸いです。よろしく願いいたします。

では、どうぞ。

○D委員 お食事させていただいたあそこからの眺めが忘れられなくて、というか、本当にいい体験をさせていただいてありがとうございました。

しかし、あれだけのすばらしい緑地を維持されることに関しては、すごい大変な努力をなさったということも食事の間にも伺ったわけなんですけど、もう一方、私、杉並にいるんですけども、杉並の都市計画審議会に今、出ていて、最近本当に緑地がどんどん失われていって、なかなか防ぐことができないという状況、それと建物、近代建築、ちょうど昭和初期の建物も、今、大きな取り壊しの危機にあるという、目の前にぶら下がった課題があるんですけど、それで、実は神田川という川が流れていて、斜面緑地もすばらしい空間があるんですね、崖線。そこに5つも昭和初期にできた企業が持っているグラウンドがあって、その1つは、最近どうも銀行とか企業が持ち切れなくなって吐き出しちゃうんで、それを何とかキープできないかということ、1つはうまく杉並区が買ってくれたんですけども、もう一つ隣の三井が持っているグラウンド、そこに昭和初期のすばらしいモダニズムの建築があるんですけど、それ全部地区計画ということで、1種住専、でも中層のものが建つということで、6層のマンションが建っちゃう計画なんです。周りの切られていない木は残るんですけども、基本的には失っちゃう。それに対して市民運動があつて、だけれども、区は買えないと。部分的にでも買うことを了してくれればいいのに、もうそれもあきらめている。しかも、近代建築も取り壊しをなかなか防げないという状況の中で、さっき何とか緑地の大きいやつを115億、市が出されたとか、あるいは債券を発行して市民がそれをお金を出してというような、そういうこととか、あるいはそれはうまくいったんでしょうけれども、しかし、今度きょう拝見した近

代建築の昭和初期の建物がなかなかこれを維持していくのが大変な状況を迎えていることを我々も目の前で拝見したんですけれども、そういうものに対して、今後、どうやって市が、あるいはトラストとか、民間の人たちの、市民の人たちの協力を得ながらやっていくかという、これは全国どこでも大きな問題だろうと思いますし、特に近代建築、建築の維持というのは、活用をうまく図るとしても、なかなかそれを主体的に担ってくれる人を探すのは難しいし、行政・自治体もそれを買って自分たちで経営するというのも難しいという状況では、先進的なところの鎌倉だとどのようなストラテジーをさらに持っていらっしゃるのかというのをちょっと聞きたいなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。これは後で、鎌倉市から伺った方がよろしいんですか。では、そういうことで、また関連する発言もあるかもしれませんので、少し後でご発言いただきたいと思っています。

どなたからでも結構ですが。では、よろしくお願いします。

○B委員 早いうちにまとめて、意見だけ言ってしまいます。

まず、古都という話なんですけれども、古都ということ、この前も話題になったんですが、古都とは何やという概念規定をちゃんとしてかからないと、例えばきょうも考えたんですけれども、関東人の考えている古都と関西人の考えている古都、瀬戸内人、九州人、東北人それぞれちがうんじゃないかと。関西人、あるいは瀬戸内人として鎌倉に行って古都という感じはしないんです。そよから、一体そもそもその古都という言葉を使っていいのかどうかと。古都でないところでも、つまり、権力の中心とは関係のないところでも、景観保全しなくちゃいかん町というのはものすごくたくさんあると思います。例えばついこの間、山形に行っていたんですけれども、山形県だけとってみても、酒田はどうや、鶴岡はどうや、米沢はどうや、天童はどうや、それで山形市ももちろん、物すごくたくさん保存せないかん景観あるんです。山形県というのは全国で40幾つかある県の中のたった1つですから、そういうことを考えたら、古都、都なんかはこだわらずに、都市景観を保存しなきゃいけないものというのはもうほんまに山のごとくある。そのところをすべてどないしていきんやということを考えたら、日本の文化の根元を見直すということですから、ちょっと今までとは次元の違う考え方をせないかんかなという感じがしています。

そこのところで、今の話はかなり関係してくるんですけれども、債券を出されたという話がありました。何か、そういう団体でもつくってファンドレージングをしないと、とても国民の税金だけでは無理かなという感じがしています。ファンドレージングをしていただいて、それに対して、いわば自治体なり、あるいは国なりがマッチングしていくというふうな仕組みでもしながら景観を守

るということを考えないと、国の予算を頼りにする、あるいは地方自治体の税金を頼りにするだけでは、多分全国に何百あるか何千あるかわからんような、本当に保存しなきゃいけない景観が保存できるかどうかというのが疑問やと思いますので、財源自身もかなり広く追及することをこれから考えていかないと、日本の文化は危ないと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今、ご指摘の点、まさにこの小委員会の1つの議論すべき課題だと思いますので、大変重要なご指摘、どうもありがとうございました。これについて、後でまた、国からの措置として何かご発言できるようにでしたらお願いしたいと思います。

また、どなたからでも結構です。では、F委員さん、お願いいたします。

○F委員 今のDさんからお話がありましたように、きょう昼の会場を見て、この周辺の山々、広葉樹林が何かかたまって、もこもこ残って、あのもこもこというのは人工的ね経済林では絶対ならないんです。あれだけのものが自然のまま手をつけずに残るということは、これは大変な話で、まさに特別規制のかかっている地域、古都保存地区ということで、まさに法律上の措置があったから残ったんだと思うんですね。

きょう鎌倉市さんの方からお話があって、そのほかの周辺の部分、合計で3地区、それぞれ直接お金を払って手当をされている。それはそういった保存地区があるから、そういったような市民のいろいろな声があったんだろうと、こういうふうに思います。

したがって、何かよりどころとなるものがあるって、そして、その背後に市民活動があって、そういったものが残っていく。全国でもこんな例は恐らくないんだろうと思います。私どもも一生懸命そういったことと似たようなことをやっておりますが、何か核となるそういったよりどころがあると、あとはいろいろな意味で、今、B委員もおっしゃったように、お金をかけずともできる規制というのは、直接にはかからないようなんですが、それで後は何かみんなで努力していこうという機運が生まれる。今までは戦後ずっと経済開発といいますか、そういった経済志向の一辺倒でありましたけれども、今はまさに世の中を挙げて、少し文化的なものを残していこうとか、日本の心や文化を大事にしていこうという動きがあるわけですから、きっかけがあれば、今、全国でも同じようなことは十分起こり得るし、まさに起こっているんじゃないかなと。そのよりどころとなるものが何か、きっかけをぼんとか与えていただければ、それは後は自然とつながっていくんじゃないかという、こういう思いが強いです。ああ、すごい鎌倉に来て、きょうは本当によかったと思いました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。では、どうぞ、G委員。

○G委員 三方を山に囲まれ、南に抜けるという、これは風水の思想だと思うんですけども、天然の本当に要塞としても強固な、本当にすばらしい鎌倉を見せていただきました。本当に山の霊気というのを何か非常に感じました。私は京都出身で京都から参りましたけれども、京都以上に何かこう、山のエネルギーというか、何か霊気のようなものをぐっと感じさせるすばらしい鎌倉なでした。ただ、非常にすばらしい景観のところと、それから、ちょっと割とごちゃごちゃしているなというところと、両方あると思います。特に市街地は、もう鶴岡八幡宮の参道以外のところは、もう全部電線でごちゃごちゃ、あそこだけが電線地中化されているんですけども、あとは本当にもうすごく電線が邪魔になっています。町の中のどこからも山は見えるんですけども、あれは何とかしなくちゃいけないんじゃないかな。と思いました。地中化は、これはいろいろなやり方が、市・県、それから国も、それから住民の方も一緒になってやらなくちゃいけませんので、なかなか、現実やるとするならばお金もかかるし、手間ひまかかりますけれども、何とかしなくちゃいけないなと思います。

それから、守るべきものは守られてはいるんでしょうけれども、この鎌倉だけではなくて、歴史的都市の再生の中で、一番問題なのは古都保存法、昭和41年に制定されていますけれども、そのときに想定したいいわゆる住まい方、働き方、遊び方と今の暮らしが全く違うと思うんですね。当時はここまでモータリゼーションというか、車がふえてくるとも思っていないし、あるいはいろいろな建築の技術の発達や、いろいろな、余りにもどんどん出てきて、その保存と開発の中で絶えず揺れるんです。では、保存するというだけで本当にでは日本のすばらしい風土が守られるのかなと、最近思うのは最近の開発のすばらしさです。最近、東京に行きますと、新しい汐留だとか六本木だとか、もちろんビル群だと言われればビル群なんですけれども、でも、その中心市街地が相変わらずペンシルビルが建ち並び、ごちゃごちゃしているのに比較しますと、むしろ大規模開発のやはりいろいろなことにきちっと配慮された開発のすばらしさを見ると、やはり何か単に守る、保存ということだけではやはりちょっと工夫が足りないのは何かと思います。もう一度新しい、先ほど古都とは何かという非常に大きな命題案がありまして、私も古都とは何かの定義をしなくちゃいけませんけれども、いわゆる古都保存法風致地区なりの定義と、何を守る、何を守らないということをもう一度ちょっと考え、線引きし直さないといけないんじゃないかと思います。

京都の例で言いますと、最近京都の町屋は随分素敵に変身してきています。レストランだとか、フランス料理・イタリアン料理・中華料理などでできているんです。最初は物すごく反対も多かった

んですけれども、できると非常にお金をかけて、もとのそのまま以上によくなっているのもたくさんあるんですね。若い人たちがいっぱい客として入っています。普通ならばお屋敷として、お友達や知人として招かれなければ入れないのに、今はレストランなり、コーヒー代さえ払えばだれでも入れるというのは、これはまたこれで非常にすばらしいことです。何かもう一度開発ということに対するチェックをかけながら、開発の手法を考える必要がある。それがファンドレーシングなのかかもしれません、債券の発行なのかかもしれません。またあるいは外資、外資というのは単に外国という意味だけではなく、何かやはり外からの、資金をやはり導入しながら、素敵にいいものを残しながら開発できるもので、利回る仕組みならば、それはそれでもいいじゃないかと思います。利回らないものだけをやはり国が考える、公で考える、国民の共有財産として考えるという、何かそういう基準をもう一度つくってもいいのではないのだろうか、そんなふうに考えました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

古都とは何なのかというご指摘と同時に、やはり保存と活用とは何なのかという、多分ご指摘なのではないかと思います。やはり国と自治体だけの公的な管理とか税金のみでは、当然ながら町というのは維持できないわけで、圧倒的に民有地、しかも歴史的にいうとこれは町人の力とか、そういうことで都市ができてきたわけですから、21世紀においてやはり民の力で一体何を保存してつくっていくのかと、多分そういうことだろうと思いますので、またこれは後でいろいろまたご指摘なりご意見あればちょうだいしたいと思います。

そこで、時間迫っていますが、どなたからでも。どうぞ、E委員、お願いします。

○E委員 きょうはいろいろ見せていただいて、どうもありがとうございました。

それで、私が感じましたことは、皆さんおっしゃっていることとも関連しているんですけれども、やはりきょうは鎌倉、一応先進的なところということで見せていただいたんですが、理想から言うと、本当に成功している例なのかどうなのかというところが1つありまして、きれいなところもありましたけれども、先ほどG委員もおっしゃったんですけれども、ごちゃごちゃしているところもあって、それからまた、幾つか見せていただいた中で、最初に見たお医者さんの家があったんですけれども、あれは建築の知識のない私からしますと、一体あれがどうしてそんなに価値があるのかというのがちょっとよくわからなかったということがあります。それから、笹野邸は、個人の方が管理しておられて、大変なご努力だとは思いますが、管理として何かしら顧客みたいなものを考えるとしますと、本当にあれが成功しているのだろうかということはやはり思うし、商品的な価値としてどうなのかということは、率直に言って疑問に思ったということです。いい試みだとい

うことは大前提なんですけれども、もう一工夫、二工夫、三工夫要るんじゃないかなという感じがします。個人ではちょっと負担が大き過ぎるかなというのは、やはり率直に思ったところですね。

それから、鶴岡八幡宮は、一応きれいなんだけど、車が通っているし、鎌倉に例えば外から来る人が何を期待して来るかっというと、ああいう喧騒じゃないはずで、それがもういきなり駅に降りたときから始まっていて、課題は多分山積といたしますか、そういう意味では成功しているというふうには感じられないだろうと思います。それは国立も同じで、国立マンションも大変有名できれいなところだというんだけど、実際に駅の前をおりてみますと、本当に限られたスポットしかきれいにはなっていないで、町全体から面として見ますと、決して全然きれいな町とは言えないということがあると思うんです。

そこで、何が大事かというところ、コンセプトをどうとるかというところを真剣に考えた方がいいと思っています。まず建造物を保存したいのか、自然に重点を置くのかということが1つありますし、それから、きょう見た中でも町の中できれいなところもありますが、これは今度景観法に多少もう少し入っていくのかもしれませんが、あと、山の中にある古いおうちがあって、あれはあれでいいんだけど、だれがどういうふうに行くのかなんて、アクセスとか人が来るとか、何に使うのかというあたりですね、何のため、あるいはだれも来なくても置いておくことに意義があるというものもあるでしょうけれども、そのあたりのところをどの辺の方向でとっていくのかというのをはっきりしないと、何かよかった、よかったと言っているかもしれないという気がします。そうすると、文化財的なものか古都で行くのか、自然で行くのか、景観法的なもので行くのかというあたりが様相としては出てくると思うんですが、ただ、せっかくこのセクションで考える以上、やはり歴史的風土というフuzzyな概念があって、そのいいところはあるわけですよね、分解できないものというのがあり、しかも、歴史に引っ張ったものがありと、古都に引っ張られた部分がありと。そういう歴史的なものを踏まえた形での、できれば面的なもの、自然を含みつついくというようなあたりかなと思うんですけれども、コンセプトを真剣に考えないと迷走してしまって、ばらばらになってしまうので、結果として成功するような形できれいな町ができないかということが大事ではないかというふうに思いました。

○委員長 ありがとうございます。

恐らく現在の古都法対象都市そのものを市街地が多分共通に抱えている課題が恐らくあるのではないかと思います。またこの小委員会、それから、親の歴史的風土部会の今後の進め方も含めて、またいろいろ事務局でもご検討いただければと思います。

A委員さん、よろしくお願ひします。

○A委員 私、1回目出ていないので、きょう初めて出させていただきました。視察というか、実際のところを見るのはきょうが初めてのようなんですが、とにかくやはり鎌倉は鎌倉だなと思いました。だから、これは大変私は勉強になったと。勉強になったというのは、きれいとか先進事例だとか、そういう意味じゃなくて、何というんですか、やはり重みというんですか、歴史的、文化的なものがやはり積み重ねてつくられてきたということだと思っんです。

それで、ちょっと何か1回目の議論というか、これを読ませていただいて、見せていただいて、ああ、やはり私も同じような考えを持っていたなと思っんです、行政の理念の全国展開ということなんです。全国展開でいいのか、各地の例をどうやって活かすかということだと思っんです。今までというか、もう従来日本のいろいろな施策で問題にされていたのは、やはり先進事例というのをとにかく全世界から探し出して、その先進事例に我々はどうやって合わせるかという発想、かなり多かったと思っんです。全国统一基準に合うことではないんだらうと思っんです。その点でやはり鎌倉市に来てよかったと思っんですけれども、京都とはやはり全然違う課題があつて、そして、やはりこれは現場の要請と必要、やはり住民の求めに基づいてやられてきたと思っんです。その結果がやはり、これは意見は分かれるかもしれませんが、緑地の極めて何というんですかね、高度な保存というようなことがなされていると思っんです。これを、では全国展開するかというと、それでいいか。だから、そうでもないんだらうと思っんです。だからこれ、個別の問題と独自性みたいなものと普遍性みたいなものを、どんなふう最終的な答えの中に織り込むかというのが難しい、僕は各地の個性が、よそから見て汚いとか、よくないとか、まずいとか言われても、地元はそれが一番ベストだと思っのを守るという方法の方が結論的にはいいんじゃないかなというの、あんまり早く答えを言っちゃうといかんと思っんですけれども、方向性としてそうなつてほしいなと思っました。

○B委員 地方からもできるだけマッチングしてくれというのは、全く同じ考えです。

○委員長 ありがとうございます。

○C委員 最後にちょっとだけいいですか。

○委員長 一応C委員さん終わつてから、ちょっと一応順に振ろうと思っますので、どうぞ。

○C委員 皆様の御意見に付け加えさせていただきたい点を2つだけ申し上げます。鎌倉市の場合、周辺の緑地を守ることに對しては大きな成果を上げてこられたのですが、あえていうと中心の都市の景観の部分、トータルの鎌倉として見たときに、それに見合うだけのコントロール十分にはできていない。そのため損をしているのではという印象が私にはしました。

それから、もう一つは、非常にすばらしい近代のお屋敷をいろいろを見せていただいたんですが、



建ぺい率が20%以下ぐらいのところも多い。公園としてもお屋敷は守れるということが、今後道が開かれてくるのであればありがたい。古都の方でこれができるならば、ぜひどんどん進めていただくと、緑地と一体となった新しい近代の文化的資産というものが守れる。鎌倉時代の建物が鎌倉にあるわけではなく、一番古いものでも14世紀、次が国宝の円覚寺舍利殿で室町時代、鶴岡八幡宮本殿は江戸時代末期ですよ。古都というコンセプトの特徴のひとつが、すぐれた遺産を歴史的に蓄積できる都市の文化的構造をもつことであるとしますと、近代の洋風なものも含めてよいということをきょうは見せていただいたのかなと思います。

ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

ちょうど3時になっていますので、すみませんが、15分ぐらい延長させていただきたいと思いますが、いろいろな交通機関のご都合の方、委員の先生方もいらっしゃると思いますので、そのとき随時途中退席していただいても結構かなと思います。

そこで、少し延長時間も使いまして、せっかくだから、やはりこれだけいろいろご準備いただいたので、もし鎌倉市の皆さんからもしご発言なり、かなり具体的な点についてのご意見、ご質問もありましたので、せっかくだしたらいかがでしょうか。どうぞ。

○鎌倉市 それでは、D先生の方からお話いただいた近代建築の維持についてでございますけれども、恐らく鎌倉の場合は小さな都市でございます、やはり絵画でいうところのやはり地と図の関係といいますか、まず地がきちんと保全をされていく。これは緑地と私たちは認識しております、古都保存法で守られている市の骨格的な緑地ですね、これが守られたことということが非常に大きなファクターになっております。その中に山の懷に抱かれる形で住宅が張りついてございまして、別荘などの建築はそういうところに配置されております。地が整備、保全をされたことで、後は図になる部分をどう、どのようにデザインしていくかということになるんですが、これにつきまして、きょう資料の中にこういう冊子が入っておるんですけれども、この中に、きょう用意させていただいているんですけれども、鎌倉の景観重要建築物というちょっと小さなパンフレットなんですけれども、それをめくると制度の概要が書いてございまして、所有者の方にご了解をいただいた上で、鎌倉市都市景観条例に基づいて景観重要建築物の指定をさせていただいております。それに具体的には、私どもの方で1件当たり約300万を限度にしておりますが、いろいろその修繕などのために要した費用の2分の1を限度に助成をしていくという制度を設けてございます。

今やっておるのは、この景観重要建築物でございまして、かなりの件数、1件事情によって解除されておるんですが、26件の指定がございまして、こういう形で市の方が何らかの援助をしてい

くと。図となる部分の核となるといいますか、こういった点を保全をしているところでもあります。

それから、いろいろ厳しいご指摘もいただいておりますけれども、今後やはり新しい法令、景観法などもできてまいりましたので、緑地の保全と景観法を活用した法律上の裏づけのある制度を活用しながら、図の部分の景観をよりよいものにしていくという努力を重ねていきたいと、このように考えております。

○委員長 ありがとうございます。

それから、きょうは時間の関係でどうしても鎌倉の西側を視察しておりますが、実は東側の方に華頂宮、正確に言いますと実は宮家の子息でしたので華頂侯爵だったわけですが、旧皇族の屋敷が恐らく公園・庭園化されているのは、東京の有名な庭園美術館と恐らくここだけだと思います。全国広しといえども。そういうことで、実はそういう場所も鎌倉はお持ちになっております。

そこで、神奈川県の方、どうですか、いろいろ広町緑地を含めてご苦労されたと思うんですが、きょうはそういうところを見ましたが、そのことでなくても結構ですが、もし何かご発言とかもしあれば。

○神奈川県 神奈川県だけに限らず、都道府県の役割が個性のあるまちづくりを一生懸命進めておられる市町村を、国との間に立ってどのような役割を果たすかということが、これからの、だんだんと、中二階は要らないんじゃないかと言われていた中で、大きな役割を果たしていかなければならないのではないかというふうに思っているわけですが、鎌倉につきましては、いろいろな施策を積み上げて、多層的なまちづくりをされている、そういうフットワークの軽い、一生懸命な部分については市町村の役割である。それでその買入れにつきましては、国の多大な支援を得て、特別地区について県の方は買入れを進めるということで、バックグラウンドを整えるというのが今までの役割だったというふうに思うわけですが、これからはまちづくりを進める一方、私も今一番の課題になると思うんですが、買入れを進めてきた緑地の維持管理、これをどうするのかというのが非常に大きな課題になっておまして、意外に小さな問題であるようでありながら、すべての市町村が非常に悩んでおられるという中で、県としてその緑地の維持管理部分についてどういう役割を果たすべきかということを考えております。国の方からもご支援いただければありがたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○F委員 行政でまちづくりに携わっている者から言いますと、今の鎌倉のお話、さっきすばらしいと私は申しておりますが、緑地保全なんですね。今、東京で、関東でこれだけの緑地、要するに

自然のままで樹林が残っているのは、例えば東京であれば赤坂御苑とか御陵といたしますか、そういったところとか、もうあと地方へ行けば伊勢神宮とか、あるいは熊野とかいろいろありますけれども、何よりこのわずかに至近距離、1時間通勤距離でこれだけのものが残っているのは関東でここだけなんです。なぜ残ったのかというのがまさにこの規制があり、もちろん市民が参画して努力しているからで、もしなかったら、きょう見たあの戦艦大和みたいな、ああいう住宅ばかりに、間違いなくそうなっている。それがこの鎌倉に残ったというこの奇跡みたいなことが、我々そこはちゃんと行政サイドから見ると本当に驚異、私ども田舎の町の立場からみても驚異なんだ。だから、私はそこを言いたい。だから、まちづくり全体で言えば、今、いろいろな問題が指摘されましたが、それは京都でも南に行ったらぐしゃぐしゃじゃないですか。みんな一緒ですよ。そこでなおかついろいろな努力をされている。そして、かつ、やはりこの鎌倉の一番原点というか、大きなところは円覚寺や建長寺とか、寺院群を今日は見ていない。だからちょっと何かちゃっちいものだけを見て、そういった印象は持たれるかもしれないですけども、ただ、行政を担当している者として、あれだけの緑を守れたというのは本当に奇跡に近い。それはどうしてなのか。それは各地区で学ぶべきものがあるし、そういうきっかけを与えてもらえるような法制なり、何かいろいろなきっかけを与えてもらえることを、ぜひ行政の立場から言えば何か、鎌倉などの、古都に限定することなく、そういうチャンスをもう少し広く与えてほしいなという気持ちを非常に強く持ったものですから、すばらしいという評価を私はしたのでありまして、そこはぜひ、この市がイッパハマとか、町の方も同じような問題を抱えております。特に巨大な人口を抱えている首都圏からわーっと来て、それへ対応されることは大変ですし、ご苦労されているのは、どこの町でも一緒です。逆に言えば、そんないろいろな規制かかっているからまた、道路もなかなか対応が難しい点ももちろんありましようけれども、緑については、これは本当に奇跡に近いと、こういう思い、ちょっと言わせていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

○D委員 大きなスケールでの緑地、山、それから、お寺、神社という、そういうところのすばらしさということが出た一方で、ちょっとここじゃまた明日というようなところのネガティブな印象も出たわけですけども、しかし、町の中、例えば北鎌倉あたりも含めて、今、若い人が鎌倉を愛するとか、大好きでよく来るというのは、町の中、落ち着いた住宅地、そういうところをめぐっておもしろさが相当大きいんじゃないかと思うんです、お寺ばかりじゃないという。それは歴史的空間の新しい魅力の発見だし、新しい文化的な指向性といいますか、その中にちっちゃいギャラリーがあったり、それが今一番の鎌倉の本当の魅力として人を引きつけているんじゃないかとも思

うんです。もう一方で、それはその隣でごちゃごちゃしたり、ネガティブのところもあるかもしれないけれども、しかし、それはトータルで言えば相当鎌倉のそういう既成市街地のちっちゃな緑も個人の緑も含めて、あるいはほどよい幅の道とか、そういうトータルな、英語でいうとアーバン・ファブリックというか、その都市の組織ですよ、そういうものを物すごく今評価されているんじゃないかと。

もう一方で、私も詳しく知らないんですけども、世界遺産にしようという動きを前から伺っているんですけども、それはただ、お寺や神社や森だけじゃなくて、恐らく今申し上げているようなところもぜひ含めたいということじゃないかなと思うんですけども、そうすると、そういうところがやはりマンションがどんどんできる、中層のマンションにしても、15メートル以内でもできていっちゃったりすると、これはもう価値がどんどんなくなって、どこの町とも変わらないものになっていっちゃう、鎌倉らしさが失われるという、その辺をどうするかというのは非常に興味があるところだし、また難しい課題かなというふうに思うんですけども、そこはどうなんでしょう。

○委員長 これについては、どうでしょうか、国の方でお答えになりますか。せっかくだから鎌倉市の地元の方から。都市景観課長、お願いします。

○鎌倉市 今、F委員さんに元気をいただきました。ありがとうございます。

D先生のお話でございますけれども、鎌倉を訪れる方々は、鎌倉の喧騒の部分、見に来たのではないというようなお話もございましたけれども、大通りから一步入りますと、非常にいい雰囲気、路地がいっぱいございまして、境界性と申しますか、本当にほどよい幅員の路地がございまして、そこではお住みになっている皆さんが道が狭いからあいさつし合えるといいますか、こんにちはどこか、きょうも天気がとか、どここのお宅の柿がなりましたねとか、そういう季節感あふれる会話が飛んでいるのを、私ども現場を見ておりますと、見聞きしているわけです。恐らくそういうことが都市の中でも若い方に恐らく感じられているんだろうと思います。こういうところを今後やはり保全をしていくという方が、お住まいの皆さん、市民の皆さんとか事業者の皆さんにご協力をいただいて、行政はいろいろなツールを用意して、それでこういう町を保全し、これからもつくっていくということが大事なんだろうと思っております。

ただ、私たちがご用意できるのは、恐らく法体系上のルールを使うと。たまたま景観法ができましたので、その景観法の中で景観計画をつくって、一定のものに制限をかけていく、あるいは景観地区に至っては意匠形態制限も入っております、デザインについては市長が認定するという、私どもからすると非常に画期的な制度ができましたので、これを活用しない手はないと今思っております。実は私どもシンポジウムを先月ぐらいからずっと開いております、この若宮大路、旧鎌倉

の周辺で市民の方々2,700名ぐらいに参加していただきました。町のお宝を探そうなんていうことをやっておりまして、少しずつ景観法を使う、その土壌づくりを市民の皆さんと一緒にやって、行政側が全部何かやるということではなくて、私どもの方としてはできるだけボトムアップをして、こういうまちづくりをしるのがいいんだろうなというふうに考えてやっております。

○委員長 ありがとうございます。

そこで予定の時間もそろそろ来てしまいましたので、ちょっと司会の立場で資料6をちょっとお開けいただきたいと思います。少し事務局の仕事を半分私も兼ねまして、司会ということですが、きょう第2回目の小委員会でごさいます、第3回目、恐縮ですが、一応委員のかなりの多数のなるべく参加ということで調整した結果で、もし出られない委員の方があられるかもしれませんが、まことに申しわけない、一応金沢ということです。今回は古都保存法の対象となっていた都市を訪問する。それから、前回の1回目の資料にもございましたように、古都保存対象となった都市と同時に、従来古都保存の対象となっていない都市で歴史的な景観、まちづくり、非常に成果を上げていた都市がこの萩、倉敷のようにあるわけがございますので、それについての議論ということと同時並行で、この前回の資料の、同様に国民の資産ではないかということで、その1つとして金沢を訪問したいということになりまして、第3回目がこの日になっております。したがって、またいろいろ非常に往復含めてなかなか大変だと思いますが、できる限り多くの委員の方々にご参画をお願いしたいと思いますし、また、そのときに、自由討議を行いまして、とりあえず4回目、5回目、2度で終わるかどうかわかりませんが、なるべく来年の春ごろにある程度まとめたいという国のご意向もあると思いますので、つまりそれは委員会報告をもらって、具体的な施策展開をしたいという意味だと思いますが、報告の部会一応4月ごろということを念頭に置きながら、第4回目には、これは事前に事務局と私の小委員長で少し意見交換した結果こうなりましたが、できたら、今回の委員は、各すべての委員の方々一家言お持ちでありまして、またいろいろな経験をお持ちですから、ちょっと全員の委員の方々というまでは時間とれないかもしれませんが、何人かの方にぜひ少し集中的にご発言いただきながら、またいろいろ討議を進めるということもやってはどうかと。通常のこういう委員会、審議会とちょっとやや違った形の進行だと思いますが、せつかくのこういう非常に文化的な、歴史的なテーマと、ややフエジーな議論をしておりますので、また、その一家言の方々にお集まりいただいているということで、これは1回だけではもったいない気もするんですが、いろいろ委員会の審議の都合とか、下世話な話ですと、旅費も含めていろいろなこともあるようですけれども、一応あと2回程度ということで、できれば5回、場合によっては6回目になるかもしれませんが、まとめたいというふうに思っております、それについては、

また各委員の皆様方もぜひご協力と、忌憚のない発言と同時に、まとめるためのいろいろなお知恵をまたお出しいただきたいと思いますが、総括的にちょっと事務局のお立場、それから、せっかく局長もお出になっていますので、2つの立場で国の方から、事務局としての今後の進行の観点と、きょうの全体の審議を踏まえて、ぜひ最後に局長からごあいさつなり、ご意見を、2つちょうだいできればと思いますが、ちょうどそれでもう時間もかなり超過して、ちょっと限界かなと思いますので、そういうことでよろしく願います。

○事務局 お手元の資料6の方、事務局から本來說明するところ、委員長からご発言いただきました。今日がこの第2回目、本日でございますが、古都保存法対象都市をご覧いただきました。

今回は来年1月後半になりますが、金沢市をご訪問させていただこうと考えております。古都保存対象都市外でございますが、独自のさまざまな取組みもされているところでございます。それら両方の現地の視察を踏まえまして、4回目、5回目で小委員会の報告のような形で取りまとめさせていただければというところでございます。

また、それ以降、第3回以降で、今まで積み残しになっておりますいろいろな宿題についても、事務局から提出させていただいて、ご討議いただければと思います。

以上でございます。

○B委員 金沢は前夜から始めますか。

○事務局 はい、午前中から視察を組ませていただきまして、午後こういった小委員会を考えております。移動時間が長いものですから、大変恐縮ですが、前日の夜に金沢にお入りにいただくような形で、日程の方を進めさせていただいておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○B委員 夜のイベントはなしとしても、アフターファイブはすばらしいです、金沢は。

○委員長 そこら辺は各委員の到着時間を見計らいながら、適宜、場合によっては金沢市の少し一家言のあるおもしろそうな方をつかまえるという、やり方もあると思いますので。

○事務局 わかりました。

○委員長 そこら辺ちょっと柔軟に、個々の委員のご希望と、それから、一応ホテルの宿泊先を把握されて、私は宿泊先は一応事務局には届けるようにしますので、適宜、また委員以外の方も多岐・多彩の人脈をお持ちだと思いますので、ということで、その辺はお任せしますので。

○事務局 わかりました。

○委員長 では、最後にすみませんが、総括的に、局長から、願います。

○柴田局長 委員長、本当にありがとうございました。また、委員の先生方におかれましても大変ありがとうございました。また、鎌倉市の皆さん、それから、県の皆さん、ありがとうございました。

た。

きょうは天気に非常に恵まれて、そういう意味ですばらしい日の中で鎌倉の自然やいろいろなところを見せていただいたということで、事務局のちょっと不手際もあったんですけども、ちょっと時間が押し押しということで、これらにつきましても、先生方のご熱意のあらわれじゃないかなというように思っています。

鎌倉の場合、我々、見ましてもそうですし、先生方のご発言もあったように、やはり1つの町、1つの自然を含む1つの地域をどう守っていくかということが、非常にうまくいっている。一部いっていないところもあるわけですが、その辺に大きなエネルギーが使われてきたということは事実であろうと思いますし、また、景観法等、新しい法律ができたわけですが、これからの町並みを、どのような町並みにしていくかというのは、次のステップとしてまた、これまでもおやりになってきたわけですが、考えておられるということで、これらの取組みが一体となってさらにすばらしい町になっていくんじゃないかと思っております。

また、いろいろなツール、ファンドの話にしましても、やはり鎌倉市さんが非常に先駆的な取組みを随分やられておられるわけですが、これは我々も期待しているところでございます。

また、金沢は、そういう意味では逆に江戸時代から大名がおられましたところで、前田のお殿様も鎌倉におられまして、殿様、殿様と呼ばれていたというお話でございましたけれども、江戸時代に爛熟した文化を持ち、江戸時代の大都市である文化あふれる近代の町を見せていただくと。そういう中での取組み、ちょっと鎌倉とは違った取組みじゃないだろうか。町自体、爛熟した町をどうやっていくのかという取組みになろうかと思っております。これらはまた我々楽しみにさせていただいておりますので、これら両方を見ながら、また古都の新しい概念の古都を、日本全体全部古都じゃないかという大原先生のご意見もございましたけれども、我々もそういう気持ちを持っておるわけですが、美しい自然、町全体、あるいはその中の町並みをどのように守り創っていくかということについて、またいろいろなお知恵を賜りたいというように考えております。

今日は大変魅力的なご提言をいただいておりますので、気持ちと心が微妙に動いてございますが、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

きょうは本当にどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

○委員長 では、これで終わりにしたいと思います。

どうも本当に、事務局の皆さんも、ありがとうございました。また各委員の皆様にも、またぜひ次回ご参集よろしくお願ひします。